

令和 7 年度

南富良野町一般廃棄物処理実施計画

(ごみ処理・生活排水処理)

令和 7 年 4 月

南富良野町

目 次

令和 7 年度 南富良野町ごみ処理実施計画

1	趣 旨	1
2	計画区域	1
3	計画期間	1
4	処理計画	1 ～ 3
5	一般廃棄物の排出抑制計画	4
6	多量の一般廃棄物の処理計画	4
7	処理困難一般廃棄物の処理計画	4
8	家電リサイクル法対象品目の処理計画	4
9	自動車の処理計画	4

令和 7 年度 南富良野町生活排水処理実施計画

1	趣 旨	5
2	計画区域	5
3	計画期間	5
4	処理計画	5 ～ 6

令和7年度 南富良野町ごみ処理実施計画

1 趣 旨

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項並びに南富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条の規定に基づき、令和7年度におけるごみの処理に関する計画を定めるものである。

2 計画区域

本計画の対象区域は南富良野町内全域とする。ただし、町外で発生した一般廃棄物のうち、広域処理に関する協定に基づくものは、本町の処理基準に基づき処理を行う。

3 計画期間

本計画の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

4 処理計画

(1) 収集運搬

① 分別区分、収集方法及び収集・処理計画量 ※事業系の収集運搬の主体は許可業者

一般廃棄物の種類 及び分別の区分		収集運搬 の主体	収集・処理 計画量	収集回数	収 集 方 法	搬 入 先
家 庭 系 ・ 事 業 系	可燃ごみ	町・委託	380t	週1回	ごみステー ションに、分別し て排出された ものについて、 指定日に収集	上富良野町クリーンセンター
	不燃ごみ		61t	年12回		南富良野町一般廃棄 物最終処分場
	空きかん		13t	年24回		富良野生活圏 資源回収センター
	空きびん		22t	年24回		
	ペットボトル		15t	年24回		
	プラスチック類		24t	週1回		富良野広域連合 環境衛生センター
	生ごみ		171t	週1回 夏期週2回		
	紙 類	56t	年24回	南富良野町一般廃棄 物最終処分場		
	蛍光灯	拠点回収	0.3t		月1回	回収ボックス に排出された ものを収集
	乾電池		0.7t			
	粗大ごみ	町・委託	11t	年6回	電話予約によ る戸別収集等	南富良野町一般廃棄 物最終処分場

（出典：第3次富良野生活圏一般廃棄物（ごみ）広域分担処理基本計画）

② 収集時間及び収集日

午前8時30分から、町内の各ごみステーションを、地区ごとに定めた曜日に収集を行う。各地区の収集曜日は、令和7年3月発行の「令和7年度ごみ収集日程表」に記載のとおり。

③ 南富良野町外からの搬入・処理計画量

区分 市町村	小動物頭数	小動物重量
富良野市	598頭	10,942kg
中富良野町	160頭	1,712kg
南富良野町	91頭	2,983kg
占冠村	49頭	1,814kg
合 計	898頭	17,451kg

(2) 中間処理

施設名	南富良野町一般廃棄物最終処分場
所在地	北海道空知郡南富良野町字幾寅 3313 番地 1, 3315 番地 1
処理廃棄物	不燃ごみ、紙類、蛍光灯、乾電池、粗大ごみ
処理方法及び 処理能力	埋立施設 240kg／日
計画搬入量	129 t

施設名	南富良野町小動物焼却施設
所在地	北海道空知郡南富良野町字幾寅 3315 番地 1
処理廃棄物	動物死体
処理方法及び 処理能力	150 kg／時間
計画搬入量	17t
残渣の処分方法	占冠村一般廃棄物最終処分場に埋め立て

施設名	上富良野町クリーンセンター
所在地	北海道空知郡上富良野町 1586 番 地
処理廃棄物	可燃ごみ（衛生用品混合）
処理方法及び 処理能力	焼却施設 15.0t/日（7.5t/日×2 炉）
計画搬入量	380 t

施設名	富良野生活圈資源回収センター
所在地	北海道空知郡中富良野町字中富良野 3977 番 地 145
処理廃棄物	プラスチック類、空きびん、ペットボトル、
処理方法及び 処理能力	圧縮梱包設備 760kg／時間
計画搬入量	61 t

施設名	富良野広域連合環境衛生センター
所在地	北海道富良野市上五区
処理廃棄物	生ごみ
処理方法及び 処理能力	堆肥化設備 22t／日
計画搬入量	171t
残渣の処分方法	占冠村一般廃棄物最終処分場に埋め立て

(3) 最終処分

最終処分場名	南富良野町一般廃棄物最終処分場
所在地	北海道空知郡南富良野町字幾寅 3313 番地 1, 3315 番地 1
処分される廃棄物の種類	中間処理後の不燃性残渣、不燃ごみ
埋立地の管理	委託
全体容積	5,800 m ³
残余容量	1,114 m ³ (令和 5 年 7 月現在)
計画埋立量 (覆土含む)	270 m ³
埋立開始年	平成 16 年

(4) 再資源化

一般廃棄物の種類	再資源化の方法	計 画 再資源化量
空きかん	スチールとアルミを回収し、再資源化事業者へ売却	1 3 t
空きびん	富良野生活圏資源回収センターにてリターナブルびんについては再資源化事業者へ売却。ワンウェイびんは無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラスに分別のうえ財団法人日本容器包装リサイクル協会に処理委託	2 2 t
ペットボトル	富良野生活圏資源回収センターにて圧縮・梱包し、財団法人日本容器包装リサイクル協会に処理委託	1 5 t
プラスチック類	富良野生活圏資源回収センターにて圧縮・梱包し、財団法人日本容器包装リサイクル協会に処理委託	2 4 t
生ごみ	富良野広域連合環境衛生センターにて堆肥化处理	1 7 1 t
紙 類	段ボール、新聞紙、雑誌、紙パックを回収し、再生処理事業者へ売却	5 6 t
蛍光灯	南富良野町一般廃棄物最終処分場にて分別し、再生処理事業者に処理委託	0. 3 t
乾電池	南富良野町一般廃棄物最終処分場にて分別し、再生処理事業者に処理委託	0. 7 t
粗大ごみ	南富良野町一般廃棄物最終処分場にて中間処理後、スチールについては再生処理事業者へ売却	1 1 t
小型電子機器	南富良野町一般廃棄物最終処分場にて回収し、再生処理事業者へ売却	8 t

5 一般廃棄物の排出抑制計画

(1) リデュースの推進

① 減量化啓発活動の取り組み

- ・自治会等を対象とした出前講座、南富良野町最終処分場の施設見学会の開催。
- ・布類の分別収集の試行を継続し、可燃ごみの減量化に対する意識付けを図る。
- ・使用済小型電子機器の分別収集を実施し、不燃ごみの減量化を図る。

② マイバッグ運動の推進運輸

(2) リユースの推進

① 新たな分別項目の検討

- ・南富良野町社会福祉協議会で実施している使用済み衣料のリユース事業と連携・協力を図る。

(3) リサイクルの推進

① 新たな分別項目の検討

- ・使用済小型電子機器等の再資源化を図る。

② 資源ごみの分別徹底

- ・広報紙やチラシ、ホームページ等を通じ、資源ごみの分別排出、洗浄等について啓発し、可燃・不燃ごみの減量化、再資源化率の向上を図る。
- ・排出時に分別が不適正なものについては収集せずに警告シールを貼り、排出者の適正排出への意識付けを図る。

6 多量の一般廃棄物の処理計画

多量の一般廃棄物を排出する事業者に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、減量に関する計画の作成・提出を求めるとともに、排出元及び排出先市町村と協議の上、適切に運搬・処分するよう指導する。

7 処理困難一般廃棄物の処理計画

処理困難一般廃棄物に関する取扱基準（平成20年3月14日決定）に規定された物については、町で処理を行わない。

8 家電リサイクル法対象品目の処理計画

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）で指定されている品目（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機、ユニット形エアコンディショナー）については、町で処理を行わない。小売店に引き取り義務のないものについては、町で回収し株式会社マテック石狩支店に搬入する。

9 自動車の処理計画

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年7月12日法律第87号）で指定されている自動車については、町で処理を行わない。

令和 7 年度 南富良野町生活排水処理実施計画

1 趣 旨

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 6 条第 1 項並びに南富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 1 3 条の規定に基づき、令和 7 年度における生活排水の処理に関する計画を定めるものである。

2 計画区域

本計画の対象区域は南富良野町内全域とする。計画処理区域は公共下水道計画区域とその他の地域に分け、公共下水道区域においては公共下水道整備事業、その他の区域については合併処理浄化槽設置整備事業により生活排水処理施設の整備を推進する。

3 計画期間

本計画の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

4 処理計画

（１）生活排水処理計画

（各年度 3 月末日現在）

区 分	令和 5 年度 実 績	令和 6 年度 見 込	令和 7 年度 計 画
公共下水道処理人口	1, 6 0 2 人	1,588 人	1,625 人
合併処理浄化槽処理人口	4 0 2 人	358 人	403 人
未処理人口	2 6 5 人	260 人	244 人
単独処理浄化槽処理人口	2 1 人	26 人	17 人
非水洗化人口	2 4 4 人	234 人	227 人
合 計	2, 2 6 9 人	2,206 人	2,272 人

（出典：南富良野町一般廃棄物処理基本計画書・生活排水処理計画 令和 5 年度～令和 1 4 年度）

（２）生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿、生活雑排水、工場排水、雨水等	南富良野町
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	富良野広域連合

(3) し尿及び浄化槽汚泥処理計画

① 収集運搬の主体及び収集・処理計画量

区 分	収集運搬の主体	収集・処理計画量
し尿		3 4 4 kl
家庭系	許可業者	1 5 9 kl
事業系	許可業者	1 8 5 kl
浄化槽汚泥		3 4 0 kl
家庭系	許可業者	1 8 1 kl
事業系	許可業者	1 5 9 kl

(出典：一般廃棄物処理基本計画書・生活排水処理基本計画)

② 中間処理、最終処分及び再資源化

施設名	富良野広域連合環境衛生センター
所在地	北海道富良野市上五区
処理廃棄物	し尿、浄化槽汚泥
処理方法	水処理設備及び堆肥化設備
処理能力	し尿：46kl/日 浄化槽汚泥：14kl/日
計画搬入量	し尿：344kl 浄化槽汚泥：340kl
再資源化計画量	19.8 t (堆肥)
残渣の処分方法	占冠村一般廃棄物最終処分場に埋め立て

(出典：一般廃棄物処理基本計画書・生活排水処理基本計画)